



記者発表資料

「みんなで一緒にあらかわろう！」プロジェクト 河川保全区域等を3Dで公開し、 行政サービスと働き方をまとめてDX!

～河川保全区域図等の事前確認が必要な申請や届出は年間1000件以上!～

河川法に関する申請手続きや届出の前には、河川保全区域、高規格堤防特別区域及び河川区域を確認する必要があります。これまでは、出張所等に来所して河川現況台帳附図を閲覧して確認するか、河川現況台帳附図を見ずに電話でやりとりする必要がありました。これからは、WEBで公開されている「荒川3D河川管内図(下流域)」から「いつでも」「どこからでも」確認できるようになり、3Dで表現された建物等を参考にすることで今までよりも河川保全区域等の範囲がわかりやすくなり、行政サービスが向上します。あわせて、年間1000件以上ある出張所への問合せ対応が軽減されて「働き方改革」にも寄与することが期待されます。

今後も、荒川下流河川事務所では事務所理念「みんなで一緒にあらかわろう！」に基づき、皆様とともに、データとデジタル技術を活用して行政サービスの向上を目指し、DXを推進してまいります。



■公開 URL

上記WEBアプリケーションの掲載URLは以下の通りです。
スマートフォンからも見ることができます。

○荒川3D河川管内図(下流域)

<https://arage.maps.arcgis.com/apps/webappviewer3d/index.html?cid=aad07ecc86dc4a09a547216eca0fa23a>

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、
東京都庁記者クラブ、神奈川建設記者会、川口市記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所
副所長 辻 勝浩 占用調整室長 長谷部 至彦
(電話:03-3902-2311[代表])

【参考】

河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地を除く）を占有しようとする者、又は工作物を新築・改築し、あるいは除却しようとする者は、河川法に基づき河川管理者の許可を受けなければいけません。

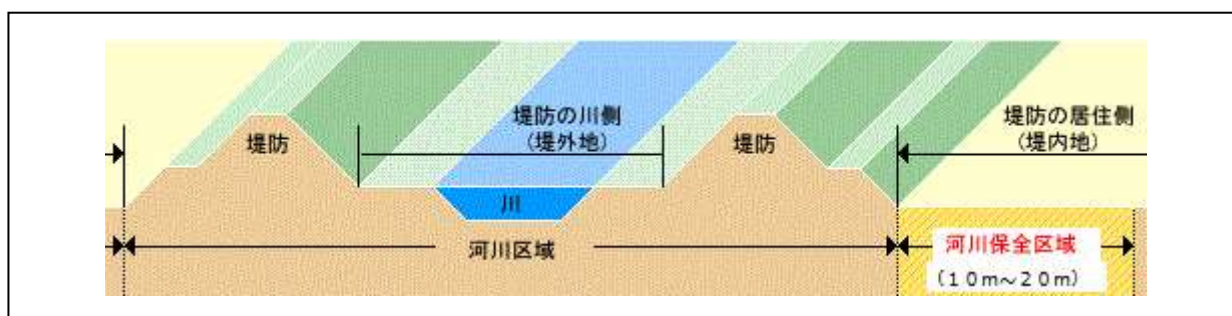
また、堤防等を守るために、法律で一定区域（河川保全区域）を決め、その区域内の行為については、河川法の許可が必要となります。許可を受けないで行おうとしても、建物の建築確認もできませんし、又、罰則もありますので十分注意して下さい。

■河川区域とは

河川を管理するために必要な区域で、基本的には堤防と堤防に挟まれた間の区間をいいます。

■河川保全区域とは

堤防や護岸など洪水・高潮等の災害を防止するための施設や河岸を守るために、一定の制限を設けている区域のことです。



■DXとは

荒川下流河川事務所運営方針(ビジョン)「みんなで一緒にあらかわろう！(ARAKAWA TRANSFORMATION)」では、荒川に触れ合うすべての人が荒川に関心を持ち、「荒川」と荒川に関わる「まち」と「ひと」がともにウェルビーイング(健康)な状態へ変容していくこと(トランスフォーメーション)を皆様とともに目指します。運営方針を実行するための三つの柱(ミッション)の一つである【荒川下流 DX】として、「荒川下流域において、データとデジタル技術を活用して、流域のあらゆる関係者のニーズを基に表現の多様化の促進などサービスを変容するとともに、業務そのものや、プロセス、組織文化・風土を変容すること。」と定義します。